

# 市民の役に立つ図書館を目指して ～ぜひ図書館をご利用ください～

問図書館 ☎26-3004



▲「市民の役に立つ図書館」を目指してさまざまな活動を行っている図書館。手前には「すぎのこ母親クラブ」の皆さんが設置した花々が並びます。

## 図書館の資料について

一般の書籍のほか新聞は朝日新聞、毎日新聞、産業経済新聞、日本経済新聞、読売新聞、河北新報(河北新報のみ夕刊があります)の合計7紙が閲覧できます。雑誌は47種類を閲覧・貸し出ししています。子ども読書室では児童の読み物や学習に使える図鑑、事典などのほかに乳幼児から楽しめる絵本、読み聞かせに最適な大型絵本、紙芝居があります。

また、白石の歴史や白石に関する資料は、宮城県および隣県に関する資料は、2階郷土資料室に用意していますので、郷土について調べたい場合はぜひご利用ください。郷土資料室にある本は購入したものだけでなく、皆さまから寄贈していただいた貴重な資料もあります。本を出版した方や、郷土に関する資料をお持ちの方は図書館に寄贈くださいますようお願いいたします。

## 大型絵本を貸し出ししています

子ども会行事など、団体や大勢の方に読み聞かせをしたい場合は大型の絵本がありますのでご利用ください。一度に貸し出せるのは2冊まで、貸出期間は5日間です。貸し出しは個人登録、団体登録のどちらでも可能です。貸し出しの際に利用者カードのほか、備え

付けの申請書への記入が必要になります。



▲武家屋敷での読み聞かせ会にも登場した大型の絵本

## お探しの本は見つかりましたか?

探している本や調べたいことについて、資料を探すお手伝いをしています(レファレンスサービス)。読みたい本が館内で見つからない場合や、調べたいことがあるのにどこを探したらいいのか分からない場合は、資料を探すお手伝いをします。カウンターや近くの職員へお気軽にお尋ねください。図書館にはほかの図書館とのネットワークがあり、宮城県図書館やほかの公共図書館の本を取り寄せることができます(相互貸借制度)。

また、図書館のホームページから県内各図書館の資料を検索することができます。ほかの図書館に読みたい本がありましたらご来館の上、申請してください(ただし、出版されて3カ月以内の本は申請することができません)。

図書館では、乳幼児から高齢者まで、すべての市民の生涯教育の場として資料や情報を収集し、市民に提供して「市民の役に立つ図書館」の実現を目指しています。また、図書館ボランティアによる読み聞かせ会「おはなしひろば」の実施や、移動図書館車「こまくさ号」の巡回などを通して、市民との協働や学校図書館との連携を図っています。

現在、月1回開催している「白石歴史おはなし会」



今年2月に実施した「おはなしひろば」



市民の皆さんに親しまれる図書館を目指して、木曜日の夜の利用時間延長をはじめ、古文書の展示や「おりがみひろば」など、図書館ではさまざまな事業を実施しています。今月号では、現在の図書館の利用時間や利用者カードの発行などの情報をお届けします。皆さん、ぜひ図書館をご利用ください!

## 図書館ボランティアが活動しています

図書館には、本がいつでもきれいな状態で利用できるような「書架整理ボランティア」と、毎月「おはなしひろば」で絵本や紙芝居の読み聞かせをする「読み聞かせボランティア」があります。ボランティアは平成17年6月にスタートし、3年目に入りました。本年度の募集は終了しましたが、来年度も広報しろいし3月号で募集します。



◀書架の整理を行うボランティアの皆さん

▶読者の読書会には、毎月1回、ボランティアによる読み聞かせ会を実施しています。

## 団体登録はいかがですか?

グループや施設などで図書館の本をより活用していただくには、「団体登録」をしていただくことが大変便利です。登録していただくこと1カ月間で100冊まで借りることがができます。

## 利用時間と休館日について

利用時間と休館日は左表の通りです。木曜日は19時までご利用できますので、ぜひお越しください。

利用時間	休館日
火・水・金・土曜日 9:00～17:00	年末年始、蔵書点検期間 (10月1日～10月10日)
木曜日 9:00～19:00	毎週月曜日、祝日、 毎月第1金曜日
日曜日 9:00～16:00	

## 貸出期間と冊数について

●図書・資料の種類と貸出期間  
図書 15日以内  
※ただし、ベストセラーコーナーなどの図書は5日以内となります。  
雑誌 8日以内  
一回に貸し出しできる冊数は、合計1人5冊までとなっています。貸出期間内に読み終わらなかつた場合は、延長したい本と利用者カードをお持ちください。ほかの方からの予約がない限り延長できます。

## 利用者カードについて

●既に利用者カードを持っている方  
利用者カードは情報センターアテネと共通で使えます。利用者カードは現在、カード発行時に登

## 閲覧室について

ゆつくりと読書を楽しみたい方、調べものをしたい方は2階の閲覧室をご利用ください。大型の本を広げたり、調べた資料を整理したりすることができます。広いテーブルがあります。



▲落ち着いた雰囲気の中で、ゆつくりと読書をお楽しみください。

## 「利用者の声」をお聞かせください

ご自身が希望される資料で図書館の蔵書として欲しい図書がありましたら、館内にあります「利用者の声」の用紙に記入の上、ボックスに投かんしてください。検討の上、購入またはほかの図書館から借り受けるなどの方法で資料をお貸しします。

録していただくだけで何年でも使うことができます(ただし、バーコードが読み取れない場合などは再発行の手続きが必要です)。



▲利用者カード

●利用者カードをお持ちでない方  
市内にお住まいの方や、市内に通勤・通学されている方はカードを作ることができます。赤ちゃんからでもカードは作れますので、赤ちゃん用の絵本を借りる際に便利です。カードを作る場合は、運転免許証や健康保険証など、本人確認ができるものをお持ちください。小学生は学校の名札で確認していますが、3年生以下は保護者の同意が必要です。図書館1階または、アテネ2階でカードを発行しますので、「利用者カード交付申請書」に必要な事項を記入してください。その場でカードを発行します。

●カードをなくしてしまった場合  
なくしてしまったカードが、思いがけない所で見つかる場合があります。再発行の前に、一度心当たりのある場所を確認してから再発行の申請をお願いします。カードがどうしても見つからない場合は再発行しますので、最初の登録と同じように本人確認ができるものをお持ちください。

## 「ピーサーブスについて

図書館では希望される方にコピーサービスを行っています。コピーできるものは当館の資料と、当館を通して借りたほかの図書館の資料で、著作権法で認められている範囲となります。

## 皆さんの図書館です

借りた本をなくしてしまった場合や落書き、マーカーでの印、写真やページなどを切り取る、食べ物や飲み物で汚すなどした本は、弁償していただく場合があります。利用中の本が破損した場合や、破損に気付いたときはお知らせください。専用のテープで修理しますので、セロハンテープでの修理はしないでください。誰もが気持ちよく利用できるように、図書館利用のマナー向上にご協力ください。

## 「市民の役に立つ図書館」を目指して

「自己判断、自己責任」型社会へ対応するため、図書館では法律書や医療書、ビジネス支援図書の収集に努めています。さらに、これからは情報センターアテネとの連携・統合を図りながら、市民の役に立つ情報拠点施設を目指していきますので、よろしく願います。